

横浜市精神障害者生活支援センター条例

制 定 平成11年 3月25日条例第21号

最近改正 平成16年12月24日条例第72号

(設置)

第1条 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、横浜市に精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- (2) 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供
- (3) 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- (4) 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- (5) 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- (6) 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第4条 センターは、次のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 営利のみを目的として利用するとき。
- (3) その他センターの管理上の支障があるとき。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している精神障害者生活支援センターについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた精神障害者生活支援センターについて指定管理者(地方自治法(昭和22年法第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定する場合は、この条例による改正後の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第5項の例により、当該精神障害者生活支援センターの管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

別表(第1条第2項)

名 称	位 置
横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター	横浜市神奈川区
横浜市港南区精神障害者生活支援センター	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市保土ヶ谷区
横浜市緑区精神障害者生活支援センター	横浜市緑区
横浜市栄区精神障害者生活支援センター	横浜市栄区